

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(T L A C 規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 標準的手法採用金庫（第一条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適用であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第一条第九号に規定する標準的手法採用金庫をいう。次条第一項並びに附則第五条第一項及び第三項において同じ。）においては、T L A C 規制対象会社（新告示第一条第七十九号に規定するT L A C 規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C 調達手段（新告示第一条第八十号に規定するその他外部T L A C 調達手段をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C 調達手段に該当するものを除く。次項において「国内T L A C 規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該T L A C 規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る

最低基準の適用日（以下この条において「TLAC規制適用日」という。）までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

2 内部格付手法採用金庫（新告示第一条第二号に規定する内部格付手法採用金庫をいう。次条第二項において同じ。）においては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第三条 標準的手法採用金庫においては、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して十年を経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段及び次の各号に掲げるもの（いずれも償還期限の定めがある場合において保有中に当該償還期限

までの期間が一年に満たなくなったものを含み、次の各号に掲げるものにあつては、適用日において次の各号に掲げるものであることを要しない。次項において「経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段」という。）に限り、新告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 規制金融機関（新告示第一条第三十六号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの

二 新告示第一条第八十三号に規定する特例外部TLAC調達手段

2 内部格付手法採用金庫においては、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続している経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段に限り、新告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第四条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第一条の規定による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及

び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「旧告示」という。）第百十四条の承認を受けた金庫が、同日の直前まで、旧告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定により信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出にする当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新告示第十条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「金庫を標準的手法採用金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「金庫を基礎的内部格付手法採用金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができ。

（証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第五条 金庫のうち、先進的計測手法採用金庫（新告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用金庫をいう。）に該当しない標準的手法採用金庫にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧告示

により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができるとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用金庫が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合には、あらかじめその旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用金庫は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることのできないものとする。

(リスクリテンションに関する経過措置)

第六条 金庫が適用日において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該金庫がその保有を継続している場合に限り、新告示第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

(労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（以下この条において「新開示告示」という。）第二条第四項（新開示告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新開示告示第三条第四項（新開示告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関

連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を改正する件の一部改正)

第八条 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

【別葉を挿入】

改正後		附則	<p>（派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第六項、第四百四十条第四項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
「略」	第三百三十二条第六項	「略」	「略」
「略」	第四百四十条第四項	「略」	「略」
改正前		附則	<p>（派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第五項、第四百四十条第五項、第二百三十六条第二項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
「同上」	第三百三十二条第五項	「同上」	「同上」
「同上」	第四百四十条第五項	「同上」	「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	「2・3 略」	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">第二百四十六条の六第一項</td> <td style="padding: 5px;">同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</td> <td style="padding: 5px;">同章の規定中</td> </tr> </table>	第二百四十六条の六第一項	同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中	同章の規定中
	第二百四十六条の六第一項	同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中	同章の規定中		
「2・3 同上」	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">第二百四十六条の六第一項</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> <p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p> </td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> <p>同章の規定中</p> </td> </tr> </table>	第二百四十六条の六第一項	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>	
第二百四十六条の六第一項	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>			